

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	国土交通省総合政策局海洋政策課	電話番号: 03-5253-8267 e-mail: g_PLB_KAS@mlit.go.jp
評価実施時期	平成20年8月8日	
規制の目的、内容及び必要性等	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号、以下「海防法」という。)では、一定の総トン数又は最大搭載人員の船舶に対しては、未処理のふん尿等(総トン数400トン以上又は最大搭載人員16人以上の国際航海に従事する船舶にあつてはふん尿等浄化装置により処理されていないふん尿等)の排出方法について、原則として「海面下に排出すること」と規定されており、本規定に係る経過措置が終了する平成20年9月以降、特定の船舶については当該基準に基づく排出が義務付けられることとなる。水中翼船等、その構造上、海面下排出が困難な場合にあつても、国土交通省令で定める排出率以下で排出する場合であれば、海面より上の位置から排出することができることとする。	
	法令の名称・関連条項とその内容	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第3条第2項及び別表第2
想定される代替案	ふん尿等処理装置を備え付けること。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	本施策によれば、「海面下に排出すること」との基準に適合した方法によってふん尿等を排出することがその構造上困難である水中翼船等については、経過措置の終了後も海面より上の位置からふん尿等を排出することができるため、費用を生じさせるものではない。
	(行政費用)	行政においては、体制強化等を行うことなく対応できるものであり、負担は生じない。
	(その他の社会的費用)	—
規制の便益	便益の要素	
	「海面下に排出すること」との基準は、ふん尿等を拡散させるために設けられたものであるため、同等の拡散効果が得られるのであれば、海面下排出によらずともよいものであるところ、一定以下の排出率で海面より上の位置からふん尿等を排出する方法を認めれば、海面下排出による場合と同程度に海洋環境を保全しながらも、海面下排出が構造上困難である水中翼船等が費用を生じずに航行することが可能となる。	
	ふん尿等処理装置を備え付けた場合、ふん尿等は分解処理されて海域に排出されることから、環境に与える負荷はほとんどない。	
	—	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本施策によれば、「海面下に排出すること」との基準に適合した方法によってふん尿等を排出することがその構造上困難である水中翼船等については、経過措置の終了後も海面より上の位置からふん尿等を排出することができるため、費用を生じさせるものではなく、また、一定以下の排出率でふん尿等を排出すれば、海面より上の位置から排出する場合であっても海面下排出と同程度の拡散効果が得られるため、便益が費用を上回るものである。 なお、ふん尿処理装置を備え付けた場合、ふん尿等の海域への排出はなくなるが、当該装置は約300万円で、重量が約5トンの重量物であり、水中翼船等は、軽量化が求められているため、例えば水中翼船の場合、その備え付けのために平均的な大きさのものでは旅客定員(定員200名)を約30名減じる必要が生じるため、経済的損失があまりにも大きい。よって、本案の方が費用の点で代替案より優れているといえる。	
有識者の見解その他関連事項	—	
レビューを行う時期又は条件	平成21年度までに事後検証を実施する。	
備考	—	